

国際取引法学会： 国際契約法制部会での報告概要

報告年月日： 2023年2月18日（土）

報告者： 山路 洋（丸紅株式会社法務部）

国際取引契約の責任制限条項中に定められた責任上限額について

国際取引契約の一般条項の中でも損害賠償に係る取決めは特に重要である。契約の主要な機能の一つが、取引に係るリスクの契約当事者間の事前配分であるなら、責任上限額は、この機能を担う最も重要な条件である。しかるに価格などのコマーシャル条件と異なり、妥当な責任上限額を導く考え方は存在せず、責任上限額を具体的にいくらに設定し、どのような論拠で相手方と交渉するかは、法務担当者の悩ましい問題である。各種契約の責任上限規定を紹介し、上限額の決定について考察する。一旦決めた責任上限条項は、意図した通りに解釈され、効力を持つべきであるが、責任上限条項が意図した通りに働かないケースを検討する。